次のとおり公募型プロポーザル方式に付します。 なお、本件調達においては、以下の1(2)に示す設計業務にかかる調達手続きを一括して行うも のとし、調達手続きにおいて特定した相手方と契 約を各々締結します。

令和3年6月17日

契約責任者 東日本高速道路株式会社 東北支社 長 八木 茂樹

- ◎調達機関番号417 ◎所在地番号04
- 1 業務概要
- (1) 品目分類番号 42
- (2)業務名
 - 設計業務① 秋田自動車道 相野々橋基本 詳細設計
 - 設計業務② 秋田自動車道 横手川橋他 1 橋基本詳細設計
 - 設計業務③ 秋田自動車道 岩瀬橋他2橋 基本詳細設計
 - 設計業務④ 秋田自動車道 新町橋他1橋 基本詳細設計

(3)業務箇所

- ①自) 秋田県 横手市 山内平野沢
 - 至) 秋田県 横手市 山内土渕
- ②自) 秋田県 横手市 山内平野沢
 - 至) 秋田県 横手市 仏ヶ沢
- ③自) 秋田県 横手市 山内筏
 - 至) 秋田県 横手市 山内土渕
- ④自) 秋田県 横手市 大屋新町
 - 至) 秋田県 横手市 柳田

(4)業務内容

- ①本業務は、秋田自動車道 山内 PA~横手 IC 間の付加車線建設における、新設する II 期線の相野々橋の橋梁基本詳細設計を実施するものである。
- ②本業務は、秋田自動車道 山内 PA~横手 IC 間の付加車線建設における、新設する II 期線の横手川橋・中里橋の橋梁基本詳細設計を実施するものである。
- ③本業務は、秋田自動車道 山内 PA~横手 IC

間の付加車線建設における、新設するⅡ期線の岩瀬橋・力石橋・土渕橋の橋梁基本詳細設計を実施するものである。

④本業務は、秋田自動車道 山内 PA〜横手 IC 間の付加車線建設における、新設する II 期線の新町橋・柳田橋の橋梁基本詳細設計を実施するものである。

(5) 履行期間

- ①契約保証取得の日の翌日から570日間
- ②契約保証取得の日の翌日から540日間
- ③契約保証取得の日の翌日から570日間
- ④契約保証取得の日の翌日から570日間

(6) その他

- イ. 本公示における休日とは、『行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日』をいい、以下「休日」という。
- ロ. 本業務は、東日本高速道路株式会社(以下「NEXCO東日本」という。)が定める入札者に対する指示書【郵送入札】《調査等》(以下『指示書』という。)を使用する。
- ハ. 本業務は、落札者の希望に応じ、電子 契約システムを利用して、電磁的記録に 変換された契約書を送受信する方法によ り契約書の取り交わし及び保管を行う 「電子契約」の対象業務である。

2 競争参加資格

- (1) 参加表明書の提出期間の最終日(以下「審査基準日」という。)において、NEXCO 東日本契約規程実施細則第6条の規定に該 当しない者であること。
- (2)技術提案書の提出期間の最終日において、 NEXCO東日本における令和3・4年度調 査等競争参加資格の「橋梁設計」の認定を受 けている者であること。
- (3)審査基準日において、会社更生法(平成1 4年法律第154号)に基づき更生手続開始 の申立てがなされている者又は民事再生法 (平成11年法律第225号)に基づき再生

手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、当該申立てに係る手続開始の決定後、あらためて競争参加資格の再認定を受け、上記(2)に示す条件を満たす場合を除く。)

- (4)審査基準日から契約の相手方決定の日までの期間に、NEXCO東日本競争参加資格停止等事務処理要領(平成18年8月7日東高契第269号)に基づき、「地域2」において競争参加資格停止を受けていないこと。
- (5)審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間(期首及び期末の日を含む)において、本業務を監督する部署の施工管理業務の受注者、当該施工管理業務の担当技術者の出向・派遣元又は当該受注者、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者として、本業務の発注に関与した者でないこと。又は現に当該施工管理業務の受注者、当該施工管理業務の担当技術者の出向・派遣元又は当該受注者、担当技術者の出向・派遣元又は当該受注者、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- (6)審査基準日から見積合せを経て契約の相手 方決定の日までの期間(期首及び期末の日を 含む)において、本競争に参加しようとする 者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- 3 技術提案書の提出者を選定するための基準
 - (1)参加表明者の経験及び能力
 - (2) 配置予定管理技術者の経験及び能力
 - (3)業務実施体制
- 4 技術提案書を特定するための評価基準
 - (1)配置予定管理技術者の経験及び能力
 - (2) 配置予定照査技術者の経験及び能力
 - (3)業務への取組み姿勢
 - (4) 総額

5 手続等

(1)担当部署 〒983-8477 宮城県仙台 市宮城野区榴岡1-1-1 JR仙台イー ストゲートビル12階 東日本高速道路株式会社 東北支社 技術部 調達契約課長 代理 清野 伸樹 電話 022-395-7574

- (2) 関係書類の取得期間及び方法
 - ①取得期間 入札公示日から令和3年7月 1日(木)までとする。
 - ②取得方法 入札公示、金抜設計書、特記 仕様書(案)その他入札関係書類、調査等 請負契約書、指示書及び調査等共通仕様 書はNEXCO東日本ホームページから 取得すること。
- (3) 参加表明書の提出期間並びに提出場所及び 方法
 - ①提出期間 入札公示日から令和3年7月 1日(木)までの休日を除く、毎日、午 前10時00分から午後4時00分まで。
 - ②提出場所 記5.(1)に同じ。
 - ③提出方法 本業務に係る技術提案書の提出を希望する者は、公示に基づき参加表明書を作成し、電子メール又は郵送(書留郵便又は信書便)により提出するものとし、FAXによるものは受け付けない。(なお、提出期間後の参加表明書等の差替え又は再提出は認めないので、提出の際は、不備・不足がない様十分確認の上、提出すること。)
- (4) 技術提案書の提出期間、場所及び方法
 - ①提出期間 技術提案書の提出要請日から 令和3年9月3日(金)までの休日を除 く、毎日、午前10時00分から午後4 時00分まで。
 - ②提出場所 記5. (1) に同じ。
 - ③提出方法 記5. (3) ③に同じ。

6 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2)入札保証及び契約保証
 - ①入札保証 不要
 - ②契約保証 必要
- (3) 契約書作成の要否 要

(4) 前金払の有無

請負代金額が300万円以上の場合は「有」

300万円未満の場合は「無」

なお、請負代金額が300万円以上の場合は、 本契約の相手方は、請負契約書第35条第1項 に基づき、前払金の請求をすることができる。

- (5) 当該業務に直接関連する他の業務の契約を 当該業務の契約の相手方との随意契約により 締結する予定の有無 無
- (6) 関連情報を入手するための照会窓口は、記 5.(1)に同じ。
- (7) 技術提案書のヒアリングを行う。
- (8) その他詳細はホームページに掲載する公示による。

7 Summary

- (1) Official in charge of the contract of the procuring entity: Yagi shigeki, Director General of Tohoku Regional Head Office, East Nippon Expressway Company Limited.
- (2) Classification of the services to be procured: 42
- (3) Subject matter of the contract:
 - ① Basic and Detailed design of Ainono bridge in Akita Expressway
 - ②Basic and Detailed design of Yokotegawa bridge and other 1 bridge in Akita Expressway
 - ③Basic and Detailed design of Iwase bridge and other 2 bridges in Akita Expressway
 - ④ Basic and Detailed design of Sinmachi bridge and other 1 bridge in Akita Expressway
- (4) Time-limit to express interests: 4:00 P.M.
 1 July 2021
- (5) Time-limit for the submission of proposals: 4:00 P.M. 3 September 2021
- (6) Contact point for tender documentation:
 Kiyono nobuki, Deputy Manager of
 Procurement & Contract Section, Technology

& Procurement Department, Tohoku Regional Head Office, East Nippon Expressway Company Limited 1-1-1, Tsutsujigaoka, Miyagino-ku, Sendai City, Miyagi Prefecture, 983-8477 Japan Tel.022-395-7574